

令和7年度 一関地区広域行政組合職員採用試験（再募集）受験案内

令和7年度一関地区広域行政組合職員採用試験を実施します。

この試験は、令和8年度の一関地区広域行政組合職員の採用候補者を決めるために行うものです。

1 試験区分、職種、採用予定人員及び受験資格

試験区分	職 種	採用予定人員	受 験 資 格
社会人経験者	介護支援専門員	1名程度	主任介護支援専門員の資格を有する人又は令和8年3月31日までに取得見込みの人で、昭和50年4月2日以降に出生した人

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 一関市又は平泉町の職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ なお、日本国籍を有していなくても受験可能としますが、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に従事する場合に制限を受けることがあります。

2 受験申込方法

インターネットによる申込み

受付期間	令和7年11月7日(金)から11月25日(火)午後5時まで	
申込方法	下記のURL又は二次元コードからお申込みください。 https://logoform.jp/f/D3FhR ※ エントリーの際に、志望動機、自己PR等についてご入力いただきます。	

3 第一次試験

試験日	令和7年12月6日（土）	
場所	一関市役所（一関市竹山町7番2号）	
受付	午前9時から午前9時30分まで	
試験開始	午前10時	
終了予定	正午	
試験方法	区分・職種	内容・時間
	社会人経験者 介護支援専門員	午前：SPI3（総合適性検査） 2時間

（参考）

種類	内容（全てマークシート方式）
SPI3（総合適性検査） ※SPI3-H	(1) 基礎能力検査 ①言語（言葉の意味を理解し、文章や話の要旨をとらえる力） ②非言語（数的情報を基に解を導く力、論理的思考力） (2) 性格検査（性格特徴、職務適性、組織適性）

第一次試験の合格者発表について【12月中旬】

※ 一関地区広域行政組合のホームページに受験番号を掲示して発表するほか、合格者に郵送で通知します。

4 第二次試験

実施予定		内容
第二次試験	12月下旬	試験方法：個別面接
第一次試験合格通知で指定する日時、場所で開催します。		

第二次試験の合格者発表について（12月下旬）

※ 一関地区広域行政組合のホームページに受験番号を掲示して発表するほか、合格者に郵送で通知します。

最終試験合格者について

身体検査	胸部疾患の有無、その他について職務遂行に必要な健康度を有するかどうかを検査します。指定する医療機関の医師の発行する診断書にてこれに代えることがあります。
------	--

5 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に得点の高い順に登載されたうえ、採用者が決定されます。

原則として採用は令和8年4月1日以降となります。

なお、最終合格者であっても、採用までに次の事項に該当することとなった場合は、最終合格が取消しとなり、採用されません。

- (1) 採用試験の受験資格を有しないことが明らかになった場合
- (2) 受験資格に必要な資格を取得見込みの者で、令和8年3月31日までに取得できない場合
- (3) 採用試験の申込み又は受験に関して、虚偽又は不正の行為があったことが明らかになった場合
- (4) 心身の故障のため、職員としてその職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかになった場合
- (5) 職員としての適格性を欠くことが明らかになった場合
- (6) 地方公務員法に定める「欠格条項」に該当することとなった場合
- (7) 採用に関する一関地区広域行政組合からの照会に応答しない場合

6 職務内容及び給料

採用された者には、次の試験区分により職務に従事し、それぞれの初任給が支給されます。

なお、初任給は参考表のとおり（令和8年4月1日予定）ですが、卒業後の経歴等がある者については、一定の基準に基づいて加算されることがあります。

また、給与は、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等がそれぞれの支給要件にしたがって支給されます。

（参考）

区 分	職 種	学 歴	初任給額	職務の内容
社会人経験者	介護支援専門員	（おおよその例） ・大学卒—民間企業等の職務経験12年 約266,900円（採用時34歳）		介護に関する専門的業務

※ 初任給額は条例改正により変更になる場合があります。

試験結果の開示については、第一次試験の結果についてのみ、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示請求することができます。

- ## 8 その他

- 0191-21-8186 (直通)